

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和4年11月29日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第200号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

第2条の2 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、レストランについては、午前10時から午後6時までとする。

(2) 休館日 火曜日（その日が祝日の場合はその翌日）

別表中「360円」を「420円」に、「260円」を「310円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市丸岡会館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用料について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図るため、額等の見直しを行ったこと及び夜間等におけるレストランの利用者数を踏まえ開館時間を変更することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。